都市環境中における放射能モニタリングに関する調査研究

国立保健医療科学院 山口 一郎、寺田 宙、高橋 光子、杉山 英男 埼玉県衛生研究所 三宅 定明

1. 緒言

環境に放出される少量の放射性核種(RN)は放射線障害防止法等で厳格に規制されている。

このうち医療では、半減期が数時間から数週間と短い RN が利用されている。医療機関は、保健所の確認を得た排水処理設備を設け放射性廃液を適正に処理している。患者から排泄された RN は排水処理設備のみに流入するとは限らないが総合的な視点から適切に管理されている。一方、線源セキュリティ確保や循環型社会形成のためのクリアランス制度導入に向けた新しい視点での生活環境の放射能モニタリング体制の整備も課題である。そこで、環境放射能モニタリングのあり方の一側面として下水処理場、清掃工場での放射能の現状把握と評価を試みた。

2. 調査研究の概要

K-40

В

1) 清掃工場から検出される放射性物質の現状

東京都、埼玉県、岡山県内の清掃工場から溶融スラグ、集塵灰、焼却灰を採取しゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリーを行った。(1)溶融スラグからウラン系列 214 Bi(12-19 Bq/kg)とトリウム系列 212 Pb(24-26 Bq/kg)が検出された。 40 K は 215 -297 Bq/kg であった。(2) 集塵灰から 214 Bi(4-6 Bq/kg)及び 228 Ac(6-10 Bq/kg)、 40 K(89-429 Bq/kg、 7 Be(24-74 Bq/kg)が検出された。(3) 焼却灰中の 214 Bi、 228 Ac および 40 K の結果を表 1 に示す。焼却灰中の 137 Cs は 1.7 Bq/kg が最大濃度であった。また、 7 Be は 25-113 Bq/kg であった。また、2 工場のそれぞれ 1 試料から 67 Ga(23 Bq/kg)と 201 T1(400 Bq/kg)及び 202 T1(2 Bq/kg)が検出された(2/30 試料)。 T1-202/T1-201 比の計測から患者投与後 4 日に灰に移行したと推定された。なお、 202 T1の定量では、 40 K の 1.461MeV のダブルエスケープピークの寄与も考慮した。

焼却灰		2006年6月	2006年8月	2006年10月	2006年12月	2007年2月
	Α	10.0	10.9	12.0	11. 2	8. 9
Bi-214	В	6. 4	19.4	21.0	13.6	10.3
	С	6. 9	12.0	16.1	12.9	18.3
	Α	18.5	20.8	19.2	26.6	20.6
Ac-228	В	16.8	28.4	29.0	20.0	22.2
	С	15. 1	22.0	19.5	20. 1	24.8
	Α	376	519	474	368	409

583

514

463

382

501

293

626

497

表 1. 清掃工場の焼却灰中の放射能(Bq/kg)

408

374

2) 下水処理場から検出される放射性物質の現状

北海道、山形県、宮城県、富山県、栃木県、東京都、神奈川県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、香川県、福岡県の下水処理場より、焼却灰、溶融スラグ、汚泥、汚泥コンポストを採取し、1)の清掃工場の場合と同様にガンマ線スペクトロメトリーを行った。医療由来 RN の結果を表 2 に、それ以外の結果を表 3 に示す。下水処理場の焼却灰のウラン・トリウム系列濃度は降雪時期の北海道で低い傾向が見受けられた。トリウム系列ではいずれも 228 Ac に比し 212 Pb の方が低く、 228 Ra が系から失われていると考えられた。下水汚泥から医療由来として表に示した以外に、 99 mTc (ND-695 Bq/kg, 12 /21)、 123 I (ND-8 Bq/kg, 3 /21)が検出された。なお、濃度はいずれも採取時刻換算を示す。T1-202/T1-201 比から患者投与後 8-15 日程度で下水処理場に流入し、流入後、1.2-5.7 日後に脱水汚泥に、3-20 日に焼却灰に、 10 -22 日に溶融スラグに移行すると推定された。

	⁶⁷ Ga	¹¹¹ I n	¹³¹ I	²⁰¹ T I	²⁰² T I
下水汚泥焼却灰	ND-1, 050	ND-36	ND-26	7-1, 900	1-34
	(17/18)	(3/18)	(11/18)	(18/18)	(18/18)
溶融スラグ	ND-171	ND	ND-69	ND-22	ND-2
	(11/18)	(0/18)	(1/18)	(6/18)	(4/18)
下水汚泥	ND-94	ND-5	ND-47	ND-22	ND-2
	(9/21)	(1/21)	(20/21)	(16/21)	(11/21)

表 2. 下水処理場の試料中の医療由来放射能(Bq/kg)と検出割合(下段)

表 3. 下水処理場の試料中の医療由来以外の放射能(Bq/kg)と検出割合(下段)

	²¹⁴ B i	²¹⁴ Pb	²²⁸ Ac	²¹² Pb	⁴⁰ K	⁷ Be	¹³⁷ Cs
汚泥焼却灰	7-54	9-61	11-151	6-30	122-1, 010	432-2, 670	ND-1.7
	(18/18)	(18/18)	(18/18)	(18/18)	(18/18)	(18/18)	(9/18)
溶融スラグ	12-94	13-107	17-159	10-68	ND-516	ND-1, 711	ND-2
	(18/18)	(18/18)	(18/18)	(18/18)	(16/18)	(17/18)	(8/18)
汚泥コンポスト	ND-7	ND-6	ND-33	ND-24	ND-126	ND-10	ND
	(4/7)	(4/7)	(5/7)	(5/7)	(6/7)	(1/7)	(0/7)

3. 結語

- 1)下水処理場や清掃工場の焼却灰等の自然・人工放射性核種の濃度は十分に低く、 再資源利用に放射線防護上の問題はなく、環境放出基準を見直す必要はない。
- 2) 生活環境中の RN は、清掃工場や下水処理場に集積することから、放射線緊急時や平常時の都市環境 RN 放出に対するモニタリング場所として有益な可能性がある。
- 3) 製剤中に混入している 202 T1 と 201 T1 の比を計測することで環境試料中に検出される 201 T1 製剤の患者投与後からの経過時間の概略が推定できる。

謝辞:本調査研究にご協力をいただきました関係各機関にお礼を申し上げます。